

# 今治看護専門学校学則施行細則

## (趣旨)

第1条 この細則は、今治看護専門学校学則（以下「学則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

## (授業科目の履修)

第2条 学則第7条別表に規定する授業科目は、すべて必修とする。

- 2 本校の授業は、1時限を45分として編成する。
- 3 授業時間数の算定においては、45分をもって1時間とする。
- 4 授業の実施に当たっては、授業ごとに学生又は生徒の出欠を確認する。
- 5 授業科目の評価を受けるための出席時間数は、学則第10条第3項の定めるところによる。

## (学科試験)

第3条 学則第9条及び第10条に規定する学修評価、単位認定等に関する評価基準は、別に定める「今治看護専門学校履修・単位認定基準」「今治看護専門学校高等課程准看護科成績査定内規」による。

## (試験の不正行為)

第4条 学科試験、追試験又は再試験において不正行為を行った者は、学則第31条に規定する懲戒の対象とする。

## (欠席、欠課)

第5条 欠席、欠課についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 学生は、欠席、欠課をする場合は、所定の欠席・欠課届を事前に学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に提出することができなかった場合は、事後速やかに提出するものとする
- (2) 前号の欠席について、病気又は負傷により引き続き7日間以上欠席する場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- (3) 授業開始後、出席しなかった時間が1時限につき15分を超える場合は、1時間の欠課として取扱う。

## (特別の欠席)

第6条 学則第23条各号に規定する学校長が定める欠席は、次のとおりとする。

- (1) 学校安全保健法（昭和33年法律第56号）第19条の規定により出席停止をさせる場合の欠席
- (2) 非常災害、交通機関の途絶その他不可抗力によると認められる場合の欠席
- (3) 看護師国家試験、准看護師試験、入学試験又は就職試験を受験する場合の欠席
- (4) 健康診断（入学試験、就職試験を受験するためのものに限る。）を受診する場合の欠席

(5) 忌引きの場合の欠席

忌引きの日数	ア 一親等 (父母、子供)	3日
	イ 二親等 (兄弟、姉妹)	2日
	ウ 祖父母、伯 (叔) 父、伯 (叔) 母	1日
	エ 配偶者	5日

(6) 学校長が特別の事情があると認める欠席

- 2 前項に定める欠席 (以下「公欠」という。) をする者は、学校が定める方法により届け出るとともに、事由を証明する書類を提出しなければならない。
- 3 学校長が公欠と認めた欠席は、欠席として取り扱わない。
- 4 公欠により授業 (講義、演習及び臨地実習を含む。) を履修できなかった場合は、学校は補講、課題その他の方法により学習機会の確保に努める。

(入学の方法)

第7条 学則第14条に規定する入学の方法は、次のとおりとする。

- (1) 一般入学  
ア 一般入学  
イ 一般社会人入学 20歳以上の者
- (2) 推薦入学 高等学校 (中等教育学校を含む。) 校長の推薦による者

(入学前の既修得科目の認定)

第8条 学則第11条に規定する学校等は、次のとおりとする。

放送大学、その他の大学若しくは高等専門学校又は次に掲げる資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則 (昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。) 別表第3及び第3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校においての履修に替えることができる。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 第39条第1号の規定に該当する者で本校に入学した者の単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則 (昭和62年厚生省令第50号) 別表第4に定める基礎分野に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校においての履修に替えることができる。

- 2 既修得科目の単位認定を申請する者は、入学後2週間以内に、次の各号に掲げる書類を添えて、所定の申請書を提出しなければならない。
  - (1) 在籍していた学校の成績証明書\*
  - (2) 在籍していた学校の履修証明書又は単位修得証明書\*
  - (3) 認定を希望する授業科目のシラバスその他授業内容及び到達目標が確認できる書類
  - (4) その他学校長が必要と認め、提出を求めた書類

※ (1) 又は (2) のいずれか1つで可

- 3 前項の通知は、既修科目の単位認定がされた場合は認定通知書により行うものとする。

(転入学志願者)

第9条 学則第18条第2項に規定する学校長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 転入学志願者が現に在学し又は従前在学していた看護師養成所等（以下「従前在学校」という。）の長が発行する既履修授業科目及び既修得単位数に関する証明書並びに成績証明書
  - (2) 従前在学校の長が発行する健康に関する記録
- 2 学則第18条第4項に規定する転入学者の既履修科目、既修得単位数及び修業必要年数は、次に掲げる基準により教務会議を経て学校長が決定する。
    - (1) 医療系学校からの転入学者 学則別表中の基礎分野及び専門基礎分野の科目並びに所定単位
    - (2) 修業必要年数は、転入学者の科目及び単位の修得状況による。

(氏名、住所等届)

第10条 学生・生徒は、入学後、本人、父母又は親族・保証人の氏名・住所等の記載事項を変更しようとするときは、学校長に氏名・住所等変更届を提出しなければならない。

(学校納入金)

- 第11条 学則第29条に基づく受験料、入学金、授業料及びその他の納入金の金額については、学校運営委員会が決定する。
- 2 学生・生徒は、在学中に授業料等について改正があった場合は、以後改正後の金額を納入しなければならない。
  - 3 休学期間中は、授業料を徴収しない。ただし、当該期間中は、別に定める金額を納入しなければならない。

(表彰)

第12条 学則第30条の規定により、学校長は、次の表彰を行うことができる。

ア 学校長賞：品行方正かつ学業成績優秀である者

(防災)

- 第13条 非常災害時に対応するため年1回避難訓練を実施する。
- 2 非常災害に遭遇したときは、学校長の指示に従い所定の避難場所へすみやかに移動する。
  - 3 防災管理については、別に定める。

(会議)

第14条 学則第27条に規定する会議は、次のとおりとする。

- (1) 学校運営委員会
- (2) 学校問題処理委員会
- (3) 入試委員会

- (4) 教務会議
- (5) 履修・単位認定会議；進級認定会議
- (6) 卒業認定会議
- (7) 臨床実習指導者会議
- (8) 点検評価委員会
- (9) 学校評価委員会
- (10) 講師会議

2 前項に規定する各会議の内容は、別表 1 で定める。

#### (進級認定)

第 15 条 進級の可否は、履修・単位認定会議（進級認定会議）の審査を経て、学校長が決定する。

- 2 当該学年次末まで履修しなければならない授業科目のうち、不合格科目がある者で、次年度の教育計画に基づき再履修が困難な場合は、原級に留まり再履修を行い認定を受けなければならない。
- 3 進級認定は、進級認定会議の決議による。
- 4 同一学年に 2 年在学し、なお進級できない者は、教務会議及び学校運営委員会の審議を経て学校長がこれを除籍する。

#### (雑則)

第 16 条 図書管理及び校舎管理に関する規定は、別に定める。

- 2 この細則に定める届出事項は、別に定める様式によるものとする。

#### 附 則

この細則は、平成 20 年 9 月 22 日から施行する。

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(第 2 看護学科・准看護科閉科に伴う経過措置)

第 2 看護学科に在籍する者は、令和 13 年 3 月 31 日まで、准看護科に在籍する者は令和 9 年 3 月までに、学校長が卒業できないと認めた者については、留年、再履修等、次年度以降の履修を前提とする取扱いは適用しない。

(進級判定に関する経過措置)

第 15 条の規定は、令和 8 年 3 月に行う進級判定から適用するものとし、当該進級判定に当たっては、これまでの学修状況及び指導経過を踏まえ、教育的配慮の下で行うものとする。

名称	目的	構成員	開催	協議事項
1 学校運営会議	学校の運営に関し、重要な事項を協議し、円滑な学校運営を図ることを目的とする。	校長、副校長、教務主任、その他校長が必要と認めた者	随時	(1) 学校の諸規定の制定、改廃に関する事項 (2) 学校の教育方針、教育計画および教育内容に関する事項 (3) 学生の募集に関する事項 (4) 学校の子算方針に関する事項 (5) 学生の身分に関する事項 (6) 転入学に関する学則第18条に定める転入学の審査 (7) 入試前の既修得単位の認定に関する学則施行細則第14条に定める既修得単位の認定 (8) 学則23条に規定する卒業認定に関する協議 (9) その他学校の運営、管理に関し、校長が必要と認める事項
2 学校問題処理委員会	保護者や地域からの苦情や不当な要求行為等の対応に苦慮している看護学校が、看護倫理の法に基づいた助言により、要求等に適切に対応し、教職員の学生・生徒の指導ができる。	校長、副校長、サポート室長、教務主任、教職員	随時	(1) 学校の対応の不满に関すること (2) 評価点 (3) 指導内容について (4) 保護者のクレーム
3 入試委員会	学則第14条の規定による入学選考試験可否を決定することを目的とする。	校長、副校長、教務主任、サポート室長、その他教育に携わる学校関係者	随時	(1) 入学候補者の選考に関すること
4 教務会議	教務会議は、学科ごとに次の各号に掲げる事項を審議する。ただし、各号共通の事項を審議することがある場合は、合同で審議することができる。	教務主任、教育に携わる教職員	毎月1回以上	(1) 教育内容、方法、評価、その他教育に関すること (2) 学生・生徒の入学、退学、休学に関すること (3) 学生・生徒の成績の判定に関すること (4) 学生・生徒の賞罰に関すること (5) 授業に関すること (6) 講師に関すること (7) 学生・生徒の生活指導に関すること (8) 学生・生徒の健康管理に関すること (9) 教材・教員・図書に関すること (10) 各会議・学会・研究に関すること
5 履修・認定会議 進級認定会議 卒業認定会議	学生・生徒の単位認定に関する事項を協議するものとする。	校長、教務主任、その他教育に携わる教職員	2月・3月	(1) 授業科目の単位認定に関すること (2) 既修得単位の認定に関すること (3) 卒業認定に関すること
7 臨床実習指導者会議	臨床実習にかかわる指導および内容に関する事項を協議し、連絡調整を密にして、実習を効果的に実施することを目的とする。	教務主任、実習調整者、専任教員、実習施設の実習指導者	随時	(1) 実習計画に関すること (2) 実習内容・方法に関すること (3) 実習評価に関すること。 (4) その他実習指導に関すること
8 学校関係者評価会議 点検評価委員会 学校評価委員会	教育および学校運営に関することについて協議し、もって時代の要請に応じた看護師養成を目的とする。	校長、副校長、教務主任ほか教育に携わる学校関係者および外部評価者	年度末	(1) 教育計画に関すること (2) 教育内容に関すること (3) 卒業後教育との連携に関すること (4) その他学校教育に関すること (5) 学校運営に関すること
10 講師会議	教育内容に関する事項を協議し、連絡調整を密にして、教育活動を円滑に推進することを目的とする。	校長、教務主任、専任教員および講師	年1回	(1) 教育内容および方法に関すること